

令和4年度11月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和4年11月25日 午前9時30分～10時40分
開催場所 所沢市役所 502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一
 4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 7番 池田 稔
 8番 鈴木 浩之 9番 見澤 幸一 10番 石井 一
 11番 川口 浩 12番 栗原 茂 13番 大館 浩一
 14番 石井 進 15番 水村 英紀 17番 新井 祥穂

欠席委員 6番 増田 貴雄 16番 本橋 与志喜

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号15番 水村英紀委員、17番 新井祥穂委員を指名いたします。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字南永井字南一本木の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて1,998平方メートルです。受人、渡人、耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は贈与のためです。権利事由は贈与による所有権移転です。

以上1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。申請地及び受人の営農状況、耕作状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可とします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中新井字富士見台です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は398平方メートルです。申請人は議案書に記載のとおりです。用途は農家住宅です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地に農家住宅を建築するものです。なお、宅地と合わせた総敷地面積は、941.44平方メートルになります。

以上の1件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。

委員： 現地を確認したところ、作付けはされていませんが適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われれます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島一丁目の4筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は4筆合わせて3,502平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け駐車場を設置するものです。

以上の1件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。ただ近隣住民の方から、当該申請に関して反対する文書が事務局宛に届いております。当該事業計画者は平成26年にも資材置場として農地転用を申請しておりますが、適正な手続きのうえ転用を行っております。こうした事情をふまえ農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、意見、質問はありますか。

委員：以前農地転用した土地に土が盛られています。資材置場としての転用なのでやむを得ないと思いますが、今回届いた文書のことでもありますので事務局としてはどのように考えていますか。

事務局：以前転用した土地については資材置場としての転用なので土が盛ってあることに関してやむを得ないと考えています。また、今回の文書の件につきましては、代理人を通じて事業計画者に内容を伝えたところ、当初事業計画では雨水対策は砂利敷きでの自然浸透でしたが、鋼板等による土止め、雨水枡を設置する流出防止策も検討するとの回答を得ています。

議長：ほかに意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員：（全員挙手）

議長：申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」御説明いたします。

申請番号1番、所在地は北原町です。地目は登記、現況ともに畑です。面

積は654平方メートルのうち633.70平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け携帯電話基地局撤去工事に伴う資材置場を設置するものです。なお、本件は6か月間の一時転用です。

申請番号2番、所在地は大字日比田字西原です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は856平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場です。権利事由は賃貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受け駐車場を設置するものです。本件は、申請地が既存敷地の2分の1を超えない敷地拡張であることから不許可の例外に当たり駐車場の設置は可能となります。なお、現在の資材置場敷地面積と合わせますと3,160平方メートルです。

申請番号3番、所在地は林二丁目の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて208平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は駐車場、資材置場です。権利事由は賃貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を借り受けJR送電鉄塔建て替え工事に伴う駐車場、資材置場を設置するものです。なお、本件は2か月間の一時転用で、事業全体の敷地面積は、隣接地と合わせて622平方メートルです。

以上の3件です。

- 議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号1番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号1番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号2番について、許可相当でよろしければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号2番については、全会一致により許可相当とします。
申請番号3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり、第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号3番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号3番について、許可相当でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番については、全会一致により許可相当とします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」御説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は934平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて4,000平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年12月1日から令和14年11月30日までの10年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字森ノ際の4筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は4筆合わせて3,326平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年12月1日から令和9年11月30日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字森ノ際の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて260平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年12月1日から令和9年11月30日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字森ノ際の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,270平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年12月1日から令和9年11月30日までの5年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりで

す。所在地は大字北岩岡字横松です。現況地目は畑で、面積は1,322平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年12月1日から令和14年11月30日までの10年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字北岩岡字北原の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,458平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間です。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字亀ヶ谷字大光の5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて4,833平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年12月1日から令和6年11月30日までの2年間です。

申請番号9番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は西狭山ヶ丘二丁目です。現況地目は畑で、面積は2,124平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和4年12月1日から令和7年11月30日までの3年間です。

申請番号10番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林二丁目です。現況地目は畑で、面積は2,698平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和4年12月1日から令和9年11月30日までの5年間です。

以上の10件です。

議長： それでは、申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号1番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号1番については、全会一致により決定とします。

申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号2番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号2番については、全会一致により決定とします。

申請番号3番から5番ですが、関連しますので一括で審議してよろしいで

しょうか。

委員： 異議なし。

議長： それでは3番から5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 3番から5番について、意見、質問はありますか。

委員： 受人の住所が清瀬市であるが、清瀬市から通っているのか。

事務局： そうです。

委員： 従業員は何名いるのですか。

事務局： 14名です。

ほかに意見、質問がないようですので、申請番号3番から5番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号3番から5番については、全会一致により決定とします。

申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号6番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号6番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号6番については、全会一致により決定とします。

申請番号7番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号7番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号7番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

議長： 申請番号7番については、全会一致により決定とします。

申請番号8番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号8番について、意見、質問はありますか。

意見、質問がないようですので、申請番号8番について、決定でよろしければ挙手願います。

委員： (全員挙手)

- 議長： 申請番号8番については、全会一致により決定とします。
申請番号9番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号9番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号9番について、決定でよろし
ければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号9番については、全会一致により決定とします。
申請番号10番について審議します。地区担当の意見ををお願いします。
- 委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。
- 議長： 申請番号10番について、意見、質問はありますか。
意見、質問がないようですので、申請番号10番について、決定でよろし
ければ挙手願います。
- 委員： (全員挙手)
- 議長： 申請番号10番については、全会一致により決定とします。

6 報告事項について

- 議長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。
事務局： 報告事項について御報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出につい
て」は、13件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出
がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、
8件の届出がありました。

「報告事項4 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、3
件の証明をしました。

「報告事項5 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、
4件の通知がありました。

報告事項6 農地法施行規則該当転用届について」は、1件の届出があり
ました。

以上です。

- 議長： 以上で、すべての議事を終了します。
川口会長職務代理者により閉会した。